

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、石災法第 31 条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害（特別防災区域外で発生した災害が当該区域に及ぶおそれがある場合を含む。以下同じ。）の防止に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置について定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

この計画は、特別防災区域に係る防災に関して防災関係機関と特定事業者が実施すべき防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本事項について定めるものである。

また、本計画の具体的な実施細目については、さらに、防災関係機関及び特定事業者が別途定めるとともに、本計画に定めのない災害対策については青森県地域防災計画の例によるものとする。

なお、本計画については、石災法第 31 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第 3 節 計画の基本方針

この計画は、特別防災区域の特殊性を考慮し、次の基本方針に沿って防災体制を確立するものとする。

- 1 災害の防止については、地域住民の安全を最優先するものとする。
- 2 特別防災区域に係る防災については、特定事業者を第一責任者とするものとする。
- 3 防災関係機関と特定事業者は、相互に協力し、防災対策を推進するものとする。

第 4 節 特別防災区域の範囲

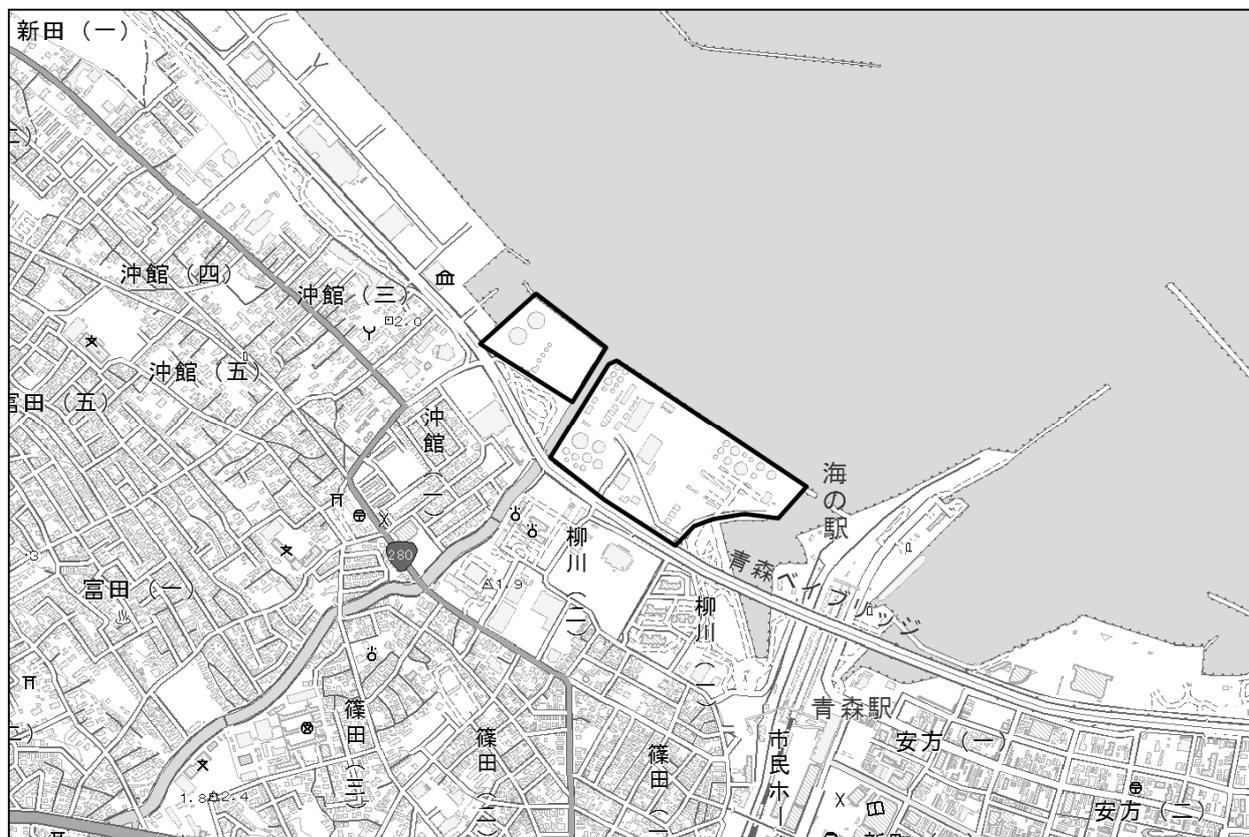
青森県における特別防災区域の位置及び範囲は次のとおりである。

- 県内の特別防災区域の位置（別図 1）
- 青森地区特別防災区域（別図 2）
- 八戸地区特別防災区域（別図 3）
- むつ小川原地区特別防災区域（別図 4）

別図1 県内の特別防災区域の位置



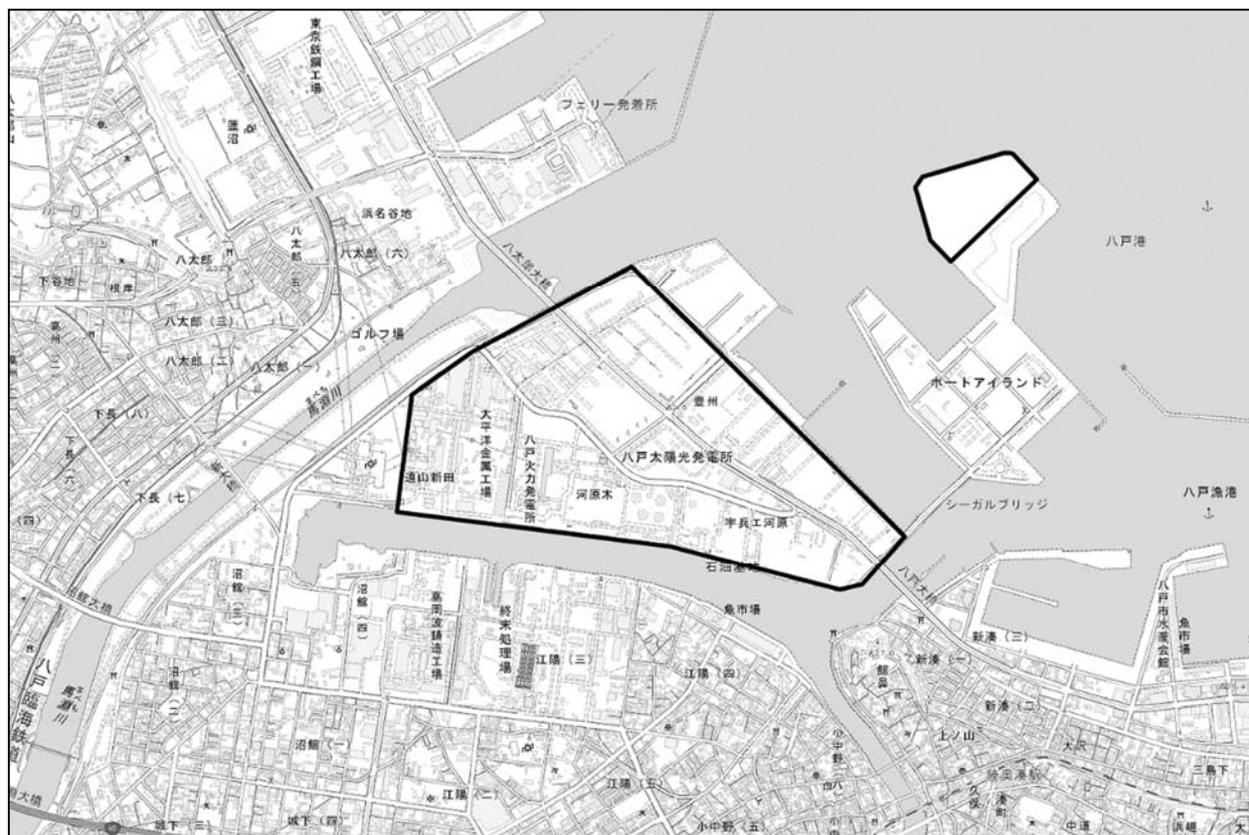
別図2 青森地区石油コンビナート等特別防災区域



出典：国土地理院 地理院地図（加工）

※特定事業所等の場所を示した詳細な地図について、資料編に記載

別図3 八戸地区石油コンビナート等特別防災区域



出典：国土地理院 地理院地図（加工）

※特定事業所等の場所を示した詳細な地図について、資料編に記載

別図4 むつ小川原地区石油コンビナート等特別防災区域



出典：国土地理院 地理院地図（加工）

※特定事業所等の場所を示した詳細な地図について、資料編に記載

第5節 計画の習熟

防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

1 防災に関する調査研究

防災関係機関等は、防災対策の樹立にあたって資料とするため防災に関する調査、研究を適時、積極的に実施するものとする。

2 防災教育及び防災訓練の実施

防災関係機関等は、災害を未然に防止し、又は災害時において迅速かつ的確に災害に対処できるよう適時、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施し、人材育成や組織全体の災害対応能力向上を図る。

3 防災広報の徹底

防災関係機関等は、地域住民の防災意識の高揚を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用して、防災広報の徹底を図るものとする。

第6節 計画の修正

1 修正

本計画は、石災法第31条第1項の規定に基づき、毎年これに検討を加え、必要があるときは、これを修正するものとする。なお、防災関係機関等は、定期的な防災計画等の見直しを行うために、平時から関連情報の収集に努め、石油コンビナート等防災本部会議等を中心に総合的な調整を図り、日ごろから緊密な協力体制を構築する。

2 修正の手続

(1) 計画（本編）の修正

計画（本編）の修正は、次により行うものとする。

ア 防災本部事務局は、修正方針等をまとめた防災計画修正要領（案）及び防災計画修正素案を作成する。

なお、防災関係機関等は、防災計画修正要領（案）及び防災計画修正素案の作成に必要な資料提供を行うものとする。

イ 防災本部幹事会は、防災計画修正要領（案）を審議し、決定する。

ウ 防災関係機関等は、防災計画修正素案のうちそれぞれ所掌する事項について検討し、

防災計画修正要領に定められた期日までに修正内容及び資料等を提出する。

エ 防災本部事務局は、防災関係機関等から提出された修正内容及び資料等を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。

オ 防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災計画修正案を作成するとともに、防災計画修正案が防災計画の趣旨に変更を生じない範囲と認められる軽微な事項である場合には、軽微な防災計画の修正としてこれを承認することができる。

また、防災計画修正案の作成に当たっては、必要に応じて専門員の意見を聴くものとする。

カ 防災本部会議は、防災計画を修正する。

ただし、防災本部幹事会において軽微な防災計画の修正として承認したものについては、本部長が、これを専決することができる。

キ 前項の規定による専決処分を行ったとき、本部長は、直近の防災本部会議に報告する。

ク 防災本部は、石災法第 31 条第 5 項に基づき、修正した防災計画を経済産業大臣及び総務大臣に提出する。

ケ 防災本部は、石災法第 31 条第 5 項に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

(2) 計画（資料編）の修正

計画（資料編）の修正については、次により行うものとする。

ア 防災本部事務局は、毎年度防災関係機関等に対し、修正箇所の有無を照会する。

イ 防災本部事務局は、修正箇所がある場合、修正箇所を取りまとめ、計画（資料編）を修正する。